

※「パートタイム・有期雇用労働法」について

中小企業における「パートタイム・有期雇用労働法」が

2021年4月1日から適用となります

同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）と、パートタイム労働者・有期雇用労働者との間の不合理な待遇差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、本年4月から「パートタイム・有期雇用労働法」が施行されました。

お問い合わせ

雇用環境・均等室 098-868-4380

那覇市おもろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎1号館3階

○受付時間 8時30分～17時15分（土日祝日、年末年始除く）

※「10月の年次有給休暇取得促進期間」について

働き方の新しいスタイル



テレワークや
ローテーション勤務

時差通勤で
ゆったりと

オフィスは
ひろびろと



会議は
オンライン



対面での打合せは
換気とマスク

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。

～新しい働き方・休み方を実践する第一歩として

「年次有給休暇の計画的付与制度」の導入を！～

事業主の皆様へ

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式が求められる中、新しい働き方・休み方を実践するためには、計画的な業務運営や休暇の分散化に資する年次有給休暇の計画的付与制度や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度の導入が効果的です。

詳しくは、沖縄労働局雇用環境・均等室（Tel. 098-868-4380）にお問い合わせください。